

制限付一般競争入札（郵便方式）の応募案内

（小型電子機器等再資源化事業（引渡し単価契約））

この応募案内は、市民生活局環境室資源循環課が実施する制限付一般競争入札（郵便方式）の参加にあたり、必要な手続きや注意事項を記載していますので、応募の前に必ずお読みください。

1 関係法令等

地方自治法、同施行令、明石市契約規則、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、その他指示事項（以下「関係法令等」という。）を承知の上、参加してください。なお、明石市契約規則等は、明石市ホームページ「入札コーナー」において示すとともに、総務局財務室契約担当（以下「契約担当」という。）においても閲覧することができます。

2 虚偽記載の禁止

制限付一般競争入札（郵便方式）（以下「競争入札」という。）に係る申込書類等に虚偽の記載をし、業務の契約の相手方として不適当と認められるときは、明石市入札参加者等指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づき措置します。

3 仕様書等に関する質問

仕様書等に関する質問は、指定した期間内に指定様式を使用し、明石市市民生活局環境室資源循環課まで、ファクシミリ(078-918-5793)により送付してください。ファクシミリ送信後、電話(078-918-5794)にて必ず着信確認を行ってください。

当該質問に対する回答は、指定された期日に明石市ホームページにおいて公表します。

4 現場説明会

現場説明会の申込方法は、公告文でご確認ください。

5 予定価格の公表

競争入札の予定価格については、**公告文**において公表します。

入札金額については、この予定価格を下回ることがないようにご注意ください。なお、予定価格を下回る金額で入札を行った場合は、指名停止基準に基づき措置します。

6 参加申込の手続

競争入札に参加を希望する者は、制限付一般競争入札（郵便方式）参加申込書、入札

書（別途任意の封筒に封入）、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく国の「認定書(写し)」及び必要書類（以下「申込書類等」という。）に必要事項を記入し、記名押印の上封かんし、公告文で指定した期日までに下記により郵送してください。なお、その他提出を指示する書類がある場合は、必ずそれを同封してください。

- (1) 郵送方法は、書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法によることとし、宛先は明石市市民生活局環境室資源循環課宛としてください。申込書類等の資源循環課への持参は認めません。なお、この場合の郵送料は、入札の結果にかかわらず入札参加希望者の負担とします。
- (2) 使用する封筒は、宛名シール（指定様式）を貼り付けた角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものによるものとします。（契約担当で配布している専用封筒は絶対に使用しないでください。）
- (3) 提出した申込書類等は、引き換え、書き換え又は撤回等することができません。
- (4) 入札参加希望者は、仕様書等に関する質問の有無にかかわらず、必ず質問に対する回答を明石市ホームページで確認した後、申込書類等を郵送してください。
- (5) 封筒は、1件の入札につき1枚とします。

7 申込書類等の作成方法

申込書類等の作成にあたっては、次の事項に注意し作成してください。

- (1) 申込書類等は、黒のペン又はボールペンで記入してください。
- (2) 申込者及び入札者欄については、競争入札参加者の商号又は名称、当該事業所の代表者職・氏名（支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）を記載し押印してください。
- (3) 入札参加申込書の日付は、郵便局窓口持参日としてください。
- (4) 入札書の日付は、開札年月日「2024年(令和6年)3月15日」を記載してください。
- (5) 記載事項を訂正するときは、誤字に2重線を引き、上部に正書し、訂正箇所を押印してください。ただし、金額の訂正は一切認めません。
- (6) 記載または押印漏れ、内容の不備等がある場合には、無効となるので十分ご注意ください。

8 郵送する前の最終確認

郵送する前に、次の事項を十分点検してください。

- (1) 申込書類等の送付封筒
申込書類等の送付に使用する封筒には、別途指定の宛名シールを貼り付けてください。
 - ① 入札者の住所、商号又は名称及び氏名

- ② 業者コード
- ③ 業務名称
- (2) 制限付一般競争入札（郵便方式）参加申込書
 - ① 日付（郵便局窓口持参日を記載）
 - ② 申込者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名
 - ③ 届出（業者登録時）使用印の押印
 - ④ 電話番号及びファクシミリ番号
 - ⑤ 業者コード
 - ⑥ 業務名称
- (3) 入札書
 - ① 業務名称
 - ② 入札金額（¥マークを頭に記載してください。）
 - ③ 日付（「2024年(令和6年)3月15日」を記載すること。）
 - ④ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名
 - ⑤ 届出（業者登録時）使用印の押印
- (4) その他提出を指示する書類（指示のない場合は不要です。）

9 参加申込の無効

次の各号のいずれかに該当するものは無効の申込とします。

- (1) 持参、宅配等指示する方法以外により、資源循環課に直接送致されたもの
- (2) 申込書類等の送付封筒に宛名シール（指定様式）を貼り付けていないもの
- (3) 宛名シールの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭であるもの
- (4) 公告文で指定する必着日（2024年(令和6年)3月13日（水））の午後5時以降に資源循環課に到着したもの
- (5) 1枚の封筒の中に、複数の入札の申込書類等を同封したもの

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。

- (1) 制限付一般競争入札（郵便方式）参加申込書、入札書、国の「認定書(写し)」及びその他申込書類の提出がない入札
- (2) 同一の入札について、2以上の申込書類等を提出したもの
- (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印のない入札
- (4) 入札者の記名・押印のない入札
- (5) 入札金額を訂正した入札
- (6) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札

- (7) 競争入札参加資格審査の結果、参加資格のない者のした入札
- (8) 虚偽の申告により資格を得た者のした入札
- (9) その他必要書類等の提出を要する旨を定めたものについて、申込書類等にそれが添付されていない入札
- (10) 予定価格を下回る金額でした入札
- (11) 入札に関する条件に違反した入札

1 1 開札について

- (1) 制限付一般競争入札（郵便方式）参加申込書を提出した者（入札者）又は当該者から委任を受けた者（委任状の提出要）、本入札事務に関係のない職員でなければ、立会人となることはできません。ただし、開札を傍聴することはできます。
- (2) 開札場所への入室を希望する者は、担当職員の指示に従わなければなりません。
- (3) 開札場所においては、携帯電話等の通信連絡機器は電源を切るか、マナーモードとし、開札場所での通話や私語は禁止します。

1 2 入札の停止、中止及び取消し

緊急かつやむを得ない理由等により、入札を執行することができないと認めるときは、入札を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において、当該競争入札に要した費用を明石市に請求することはできません。

1 3 落札者の決定

開札後、最高金額で入札した者から順に資格審査等を行い、落札者を決定します。落札者を決定した時は、直ちにその旨を当該者に通知するとともに、契約手続について説明を行います。通知を受けた者は、契約手続きについて担当職員の指示に従ってください。

1 4 異議の申し立て

入札者は、開札後、この応募案内及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

また、郵便事故等により申込書類等が公告文で指定した期間までに到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

お問い合わせ先 明石市市民生活局環境室資源循環課(078-918-5794)